

中労委、昭50不再17・18、平5.10.20

決 定 書

中労委昭和50年（不再）第17号事件
再審査申立人
中労委昭和50年（不再）第18号事件
再審査被申立人

ハッピー工業株式会社

中労委昭和50年（不再）第17号事件
再審査被申立人
中労委昭和50年（不再）第18号事件
再審査申立人

全国金属機械労働組合山形地方本部
ハッピーミシン支部

主 文

本件初審命令を取り消し、中労委昭和50年（不再）第17号事件再審査被申立人、同年（不再）第18号事件再審査申立人全国金属機械労働組合山形地方本部ハッピーミシン支部の救済申立てを却下する。

理 由

中労委昭和50年（不再）第17号事件再審査申立人、同年（不再）第18号事件再審査被申立人ハッピー工業株式会社（以下「会社」という。）は、本件初審命令が主文第1項において、昭和48年10月17日付けで行ったA1、A2及びA3に対する減給処分並びにA4及びA5に対する譴責処分を取り消さなければならない旨を命じていることは誤りであるとして再審査を申し立て、また、中労委昭和50年（不再）第17号事件再審査被申立人、同年（不再）第18号事件再審査申立人全国金属機械労働組合山形地方本部ハッピーミシン支部（以下「支部」という。）は、支部の行ったストライキに際して会社が警告書を発したことなどが不当労働行為に当たらないと判断した本件初審命令は誤りであるとして再審査を申し立てている。

支部は、平成5年2月22日付けで当委員会に対し、「平成5年1月16日開催された支部臨時大会における支部解散決議によって、同日付をもって支部は解散致しました。（なお、C1氏が清算人に選任され、現在清算手続中であります。）・・・以上のとおり報告致しますので、しかるべくご処理下さるよう上申致します。」旨の上申書を提出した。

この上申書の趣旨は、支部が本件救済申立てを維持する意思を放棄したものと解するのが相当である。

よって、当委員会は、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第56条第1項により準用される第34条第1項第7号及び同条第4項の規定に基づき主文のとおり決定する。

平成 5 年 10 月 20 日

中央労働委員会

会長 萩澤清彦 ㊟